

なぜ今企業は農業に関わろうとするのか

第5回 農業における資金調達とガバナンス・ステークホルダー対応

PwC Japan有限責任監査法人
リスク・アシュアランス部
パートナー 三澤 伴暁



PwC Japan有限責任監査法人
企画管理本部
ディレクター 三橋 敏



はじめに

前回は農家の高齢化により離農が進む中、農業の法人化・大規模化・スマート化の必要性について解説しました。今回はスマート化や人材の雇用において必要になる設備投資資金や運転資金の調達と、資金調達に伴い必要なガバナンスとステークホルダー対応（資金調達に伴い必要な管理や外部コミュニケーション）について解説します。従来からの農業に特有な資金調達の仕組み（融資や補助金）に加えて、デジタル技術の進展や共感型コミュニティの発達、環境への配慮などの社会の変化に伴う資金調達方法の広がりについても紹介します。

なお、本稿は異業種からの農業参入者も含めた農業経営者の視点から農業における資金調達手段の特性と資金調達のために必要な対応の概要を理解し、自己の経営に合った資金調達の選択肢を把握していただくことを目的としているため、具体的な資金調達スキームの策定や実行にあたっては専門家や金融機関にご相談ください。また、本稿の意見にわたる部分は筆者の私見であり、PwC Japan有限責任監査法人および所属部門の公式見解ではないことをお断りしておきます。

1 農業における資金ニーズと調達資本政策

現代の農業は機械化、設備化が進んでおり、設備投資が必要な産業となっています。例えば、大規模な稲作では大型のトラクターやコンバイン、乾燥施設などが必要です。施設園芸ではハウスを建設すると億単位の資金が必要になります。また、米などの売上が年に1回という作物は、売上までの期間に資材や人件費などの支出が続くため運転資金ニーズもあると考えられます。そのため、農業経営では経営に必要な資金を戦略的に調達することが必要です。将来の事業資金を調達するための計画立案や、株主および利害関係者の利益調整を図る活動を含めた概念は「調達資本政策」と呼ばれます。農業では金融機関からの資金調達や補助金に加え、リースや第三者への株式発行による資金調達が考えられます。また、農業の地域性や多面的機能といった金銭的に評価されてこなかった価値をインパクト評価の考え方を取り入れて評価し、デジタル技術を用いて価値化する動きが出てきています。

2 従来型の資金調達

(1) 金融機関からの借入れ（農業向けの融資）

融資は、金銭を借りて元金と利息を返済する契約です。貸し手である金融機関の関心は、会社が事業によって利益を獲得し、貸し付けた元本と利息を返済できるかにあります。金融機関は確実な返済を確保するために、事業計画の審査、担保・保証人の審査、与信審査、財務状況のモニタリングなどを行います。金融機関からの借入れを行う場合には、一般的に個人経営よりも法人の方が個人の生活費と分離されていることや信用力が高いこと

から融資のハードルが低く、条件が有利になります。通常、融資の前には審査が必要ですのでリードタイムは1～3カ月と言われていますが、すでに借入や返済の実績があり、農業経営体の財務状況を分かっているなどの要因があれば早まると考えられます。農業向けに融資する金融機関の貸付残高は2022年度で農協系統が2兆6,746億円(43.3%)、日本政策金融公庫2兆4,462億円(39.6%)、銀行等1兆459億円(16.9%)となっています(農林水産省「農林中金の投融资・資産運用に関する有識者検証会報告書」より)。

① 担保・保証

金融機関から資金を借り入れる際に、貸付金の回収を確実にするために担保を求められることがあります。農地に担保権を設定することも考えられますが、農地は転用が制限されているため商業施設並みのキャッシュフローを生むものではなく、売却には市町村の農業委員会の許可が必要であるため流動性が低く、担保価値を低く評価される傾向があります。また、農業においては機械設備や収穫物が担保の対象となり得ます。

② 制度融資

農業は気候や自然災害の影響を受けやすい業種であること、機械化に多額の投資が必要であること、計画的な経営が求められることなどから、農業者に対しては政策的に優遇された融資制度が用意されています。図表1で

は主な制度融資の概略を記載しますが、詳細については金融機関等にご確認ください。

③ 融資に関するガバナンス

前述のとおり、金融機関にとっての関心は貸した資金を約定どおりに返してもらえるか、利息を支払ってもらえるかです。そのため、融資の審査時に財務諸表や事業計画の提出が求められるとともに、毎年の財務諸表や事業計画の進捗状況を報告することが必要になります。計画したとおりに事業を遂行し、約定どおりに資金を返済し、利息を支払うことで信用を蓄積することができるので、次の融資が受けやすくなります。

④ 資金提供者が得るリターン

融資に対するリターンは手数料や金利となります。

(2) リース

借入金の場合は資金を借り入れて設備投資をするのに対して、リースは毎月のリース料を支払うことで設備を利用します。借入金で購入した資産の場合は売却、転用など契約期間中の変更が可能になりますが、リースの場合には契約条件にもよりますが基本的に途中解約は不可となります。

リースは初期支出を抑えられるというメリットがありますが、総支払額では借入金よりも多くなる傾向にあります。リースにおいて、リース会社としてはリース料を確実に

図表1：農業における主な制度融資

資金	用途	貸付対象者	償還期限	貸付限度額
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	農業経営改善計画の達成に必要な長期資金で、農地等の取得・改良施設の取得、加工施設の取得など幅広い用途に利用可能	認定農業者	25年以内 (据置10年以内)	● 個人3億円 ● 法人10億円
経営体育成強化資金	農地の取得・改良・造成、施設・機械の取得などの前向き投資の他、償還負担の軽減に利用可能	主業農業者 集落営農組織等	25年以内 (据置3年以内)	● 個人1.5億円 ● 法人、集落営農5億円
農業改良資金	新しい技術や作物の導入、新たな加工・販売など(農林漁業バイオ燃料法、米穀新用途利用促進法、六次産業化・地産地消法、みどりの食料システム法等に基づく取り組み)	個別法に基づく農業改良資金	12年以内 (据置最長5年以内)	● 個人5,000万円 ● 法人、団体1.5億円
農林漁業施設資金	協働利用施設の整備、6次産業化、バイオマス利活用など	6次産業化・地産地消法の総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者団体	20年以内 (据置3年以内)	● 貸し付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額
農業近代化資金	建構築物等造成、果樹等植栽、家畜購入育成、小土地改良、長期運転資金など	認定農業者、主業農業者、集落営農組織等	15年以内 (据置7年)	● 個人1,800万円 ● 法人2億円
農林漁業セーフティネット資金	災害やBSE、鳥インフルエンザによる行政指導による殺処分、社会的または経済環境の変化による経営状況の悪化	認定農業者、認定新規就農者など	15年以内 (据置3年以内)	● (1) 年間経営費の6/12または粗収益の6/12または (2) 600万円

出所：農林水産省「農業経営支援策活用カタログ2025」P46をもとにPwC作成

に回収できることが必要となりますので、事業の安定性や支払能力について審査があります。

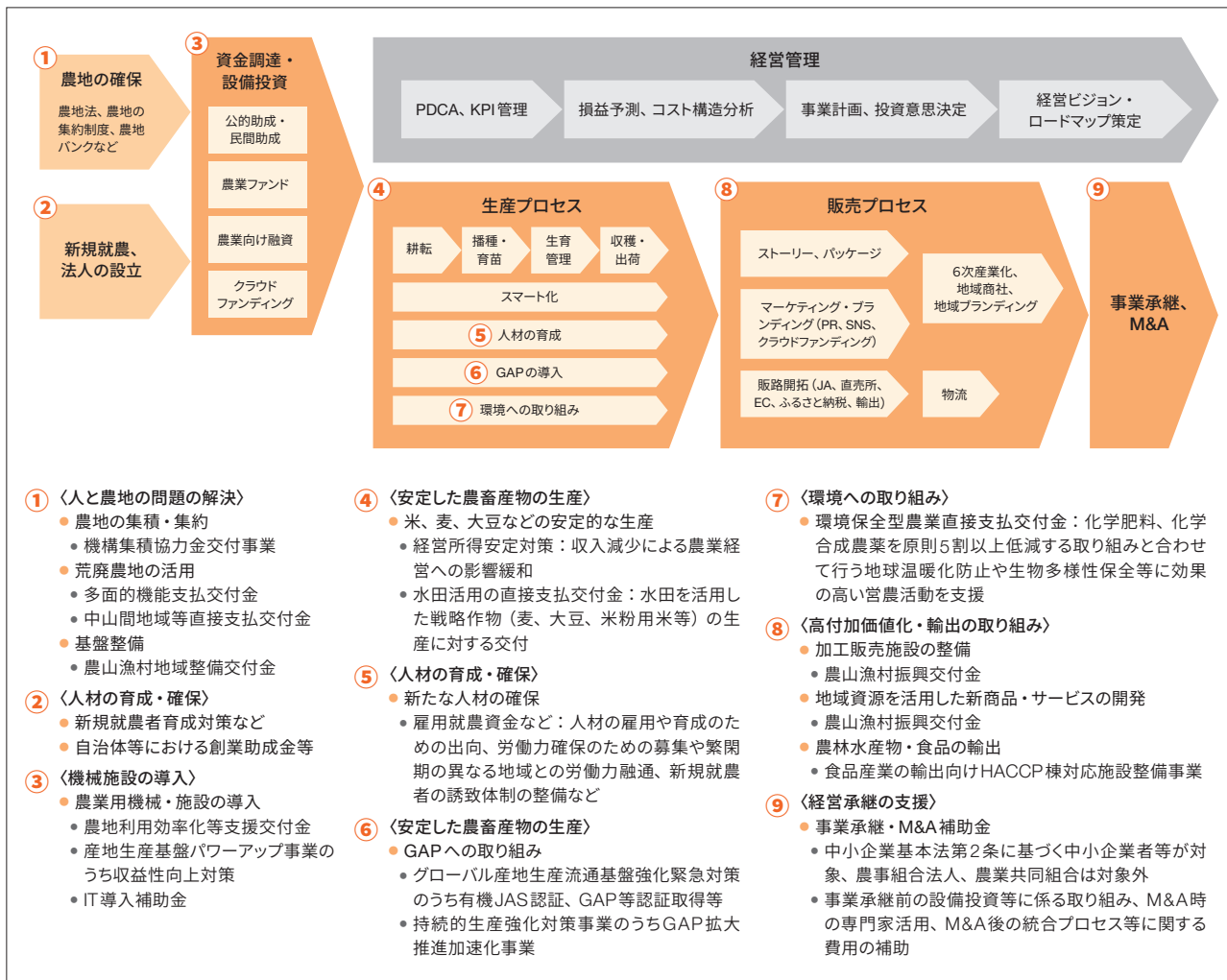
(3) 補助金や民間助成金

天候などの外部要因や、関税といった政治要因に左右されやすい農業においては、補助金は農業を支える重要な政策です。補助金は農業の負担を軽減してくれる一方で、「採算感覚を鈍らせる」、「顧客ではなく役所に頭を下げるようになる」、「本来やりたかった事業の方向性を一部変えてしまうことになる」などの副作用も指摘されています。補助金を有効に活用して事業を発展させるためにも、自律性を失わないように利用したり、補助制度が廃止されても事業を継続するための備えをしておくといったバランス感覚をもって利用するのが望ましいと考えます。補助金や民間助成金については、申請要項に定められた期限までに申請する必要があります。補助金は基本的に要

件に適合すれば交付されますが、交付決定までの期間は一般的に1～2カ月程度かかり、実際の入金タイミングが遅い場合には、入金までの間に融資が必要になることもあります。予算がなくなり次第終了する補助金もあるため、継続的な情報収集は欠かせません。民間助成金の場合は、当該助成金の趣旨や要件に照らした審査が行われることが多いため、補助金よりは交付決定までに期間を要するものと考えられます。

農業に関する補助金にはさまざまあり、農林水産省の「農業経営支援策活用カタログ2025」の分類では、農業に対する支援施策を、「人と農地の問題」の解決、人材の育成・確保、経営承継の支援、機械・施設の導入、安定した農畜産物の生産、環境への取り組み、自然災害、収入減少への備え、高付加価値化・輸出の取り組みといったカテゴリに分類しています(図表2)。

図表2：農業の経営プロセスと主な補助金



出所：農林水産省「農業経営支援策活用カタログ2025」をもとにPwC作成

① 補助金・助成金に関するガバナンス

補助金や助成金を受給するには、申請手続が必要です。補助金は定められた用途にしか利用できず、設備や資産を購入した場合には補助金で購入したものであることが分かるように台帳などに記載する必要があります。補助金の支給者から利用・保管状況を監査されることも考えられますので、物品の管理をしっかりとしておくことが必要です。補助金は事業主の事業を補助するために支給されるため、補助金で取得した資産を有償で外部に貸すことや、売却することはできません。そのため、コンソーシアムなどで複数の主体が関わる場合には補助金の受給者と取得した資産の利用者が同じであることが必要です。

民間助成金の場合、資金の提供者は、事業で得た利益の一部を社会貢献として拠出するなどしているため、社会の役に立っていることを株主や社会に説明できることが求められます。民間助成金への応募においては、助成金の要項などで当該助成金の目的を理解し、当該助成金の企図する社会的な効果に対して自社事業の取り組みが貢献できることをしっかりと説明できなければなりません。毎年募集している民間助成金では報告会やレポート発行も行われているため、採用された事業がどのような社会的意義と結びついているのかを確認しておく、申請時に参考になると考えられます。

② 資金提供者が得るリターン

補助金や民間助成金は、農業がリスクや変動要因にさらされていることに加え、多面的機能を通じて社会や地域へ貢献し、社会性・公共性が高い事業であることから、税金や企業の余剰資金によって支えられているものです。公共の補助金の場合には、明確なリターンが求められないこともありますが、政府や自治体が掲げる政策目標（KPI）に貢献することが必要で、単収目標など一定の条件を満たせないと返還を求められることもあります。農業は、地域における水源や自然環境の維持管理や食料安全保障など、貨幣価値的に評価されないさまざまな社会貢献をしています。農業経営者の方たちからは「補助金はありがたい存在で、それを生かして利益を出してしっかり納税して社会貢献したい」というお考えを伺うことが何度かありました。

(4) 認定農業者について

認定農業者制度は、農業者が市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて自らの創意工夫に基づき、

経営の改善を進めようとする計画を市町村等が審査して認定し、認定を受けた農業者に対して支援措置を講じる制度です。認定農業者になるには、5年後の目標とその達成のための取り組み内容を記載した農業経営改善計画を作成し、認定されることが必要です。認定農業者になると、融資では「スーパーJ資金」、「農業近代化資金」、「農林漁業経営資本強化資金（資本性ローン）」が利用できるようになります。さらに、補助制度として「経営所得安定対策」の交付金を受けることができるほか、税制面でも優遇されることとなります。

(5) 株式会社における第三者への株式発行

法人形態で農業を営む場合には、株式会社、持分会社、農事組合法人などの法人形態が考えられます。持分会社は家族経営、農事組合法人は集落営農に向けた法人形態であるため、外部第三者による出資は想定されにくいと考えられますが、株式会社では事業を拡大していくために外部第三者に出資を募ることが想定されます。

① ガバナンス

株式会社のガバナンスは会社法で規定されており、株主総会の開催や取締役の選任など、会社法に従った運営が求められます。議決権のある外部株主がいる場合は、株主総会で会社の意思決定に関与してもらう必要があります。経営者が100%全額出資の株式会社であれば、全ての意思決定は経営者が行えますが、第三者にも株式を発行する場合は外部株主の意向も経営に反映することが求められます。

② 配当優先無議決権株式

第三者に株式を発行すればするほど、議決権が分散することになります。これを株式の希薄化と呼びます。希薄化を避け、経営者が議決権を保持するために配当優先無議決権株式が利用されます。配当優先無議決権株式は、普通株式に比べて配当や残余財産の分配において優先される代わりに議決権が制限される株式です。

③ 農地所有適格法人

農地の売買や賃貸借は農地法により制限されており、法人が農地を購入するためには農地所有適格法人である必要があります。株式会社の場合、農地所有適格法人となる要件として、株式の譲渡制限のある会社であることが必要です。さらに議決権要件として総議決権の50%超

を農業関係者が占めている必要があります。農業者以外（一般企業など）からの出資を49%受け入れて農業を行うことも考えられますが、規模の拡大や損失の補填のために増資をしようとする場合は、農業関係者にも増資余力がないとこの議決権要件を満たすことができない点には留意が必要です。この議決権要件を満たすために、農業者以外に対して②の配当優先無議決権株式を利用することができます。

④ 農業法人投資育成制度

農林漁業法人等投資育成制度は、「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）」に基づき、規模拡大等に意欲的に取り組む農林漁業および食品産業の事業者、それら事業者の事業の合理化・高度化などを支援する事業者（以下、農林漁業法人等）の株式等を取得・保有し、経営または技術の指導を行う制度です。日本政策金融公庫や民間金融機関等が出資する投資事業責任組合等から出資を受けることになります。

⑤ 資金提供者が得るリターン

株式会社では、株式による出資へのリターンは配当が基本になります。上場会社等では株式の売却益（キャピタルゲイン）もリターンとなりますが、農地所有適格法人では譲渡制限があるため、売却の機会は制限されています。

3 新しい資金調達方法

ここまでは、農業における従来型の資金調達方法について解説しました。デジタル技術の発展や共助・環境配慮といった価値観の広がりによって、農業における新たな資金調達方法も多様化してきています。これらは、出資や融資のリターンを金銭のみにとどめず、農産物や共感、関わりしろ、環境や社会への貢献といった非金銭的なリターンにまで広げている点が特徴です。

(1) インパクト融資

インパクト融資は、前述の金融機関からの融資をベースに、社会インパクトを考慮して融資条件の優遇が行われる融資です。資金提供を通じて、持続可能な開発目標（SDGs）の達成や社会課題の解決を支援することを目的としています。これまでの投融資の概念をリスクとリター

ンの2次元から、環境・社会へのインパクトを加えた3次元へと拡張します。インパクトを基盤とした新たなビジネスモデルの構築や資本市場のパラダイムシフトによって、脱炭素社会への移行とSDGsが具現化した持続可能な社会に貢献すると期待されます。代表的なものとして、銀行等によるポジティブインパクトファイナンス（PIF）があります。インパクト融資と同様にインパクトを考慮したインパクト投資（出資）もあり、今後、市場の成熟が期待されます。

① ガバナンスとリターン

ポジティブインパクトファイナンスでは、融資にあたって、通常の審査に加えてインパクト評価が行われ、SDGsテーマに沿って目標やKPIを定めます。例えば、水質保全、食品ロス削減といった項目であれば、農薬の使用量の低減目標を定めたり、本来廃棄物となるものを有価物として商品開発したりといった取り組みが考えられます。これらの目標の進捗状況は定期的にモニタリングし、金融機関に報告する必要があります。目標の達成率などに応じて金利が優遇される商品もあります。リターンは利息になりますが、当該事業が生み出す社会インパクトへのリターンとして評価され、一般的な貸出条件よりも金利が優遇されると考えられます。

(2) クラウドファンディング

クラウドファンディング（Crowdfunding）とは、「群衆（クラウド／Crowd）」と「資金調達（ファンディング／Funding）」を組み合わせた造語で、インターネットを介して個人や法人、団体などが実現したいことを発信することで、それに共感した不特定多数の人々から寄付・投資・融資・購入などの形で資金を調達することを指します。農業関連のクラウドファンディングでは、農産物や加工品を支援者にリターンとして提供することができるため、単に資金を集めるだけでなく、実現したい農業の方向性や解決したい課題を発信して、自らの農業や農産物の認知度を高め、販売に寄与することもできます。

① ガバナンス

クラウドファンディングを行う場合、通常はクラウドファンディング事業者の支援を得ることになります。その際、クラウドファンディングで調達した資金の20%前後を手数料として支払うのが一般的です。クラウドファンディングは特定の期間を定めて資金を集めるため、実施

の前にSNS等による情報発信やファンづくりを通じて潜在寄付者層を作っておくことが重要です。資金提供者はプロジェクトのステークホルダーとなるため、資金提供者の共感を集めるためのコミュニケーションが求められます。実施にあたっては、クラウドファンディング事業者と共にコミュニケーション計画を作成し、既存の関係先リストを洗い出して、直接に支援を依頼していくことも必要です。以下で説明する「融資型」を除けば、基本的に資金の返済の必要はありませんが、プロジェクトにおいて資金の必要性や使途、目指す姿などについて情報発信して仲間・共感者を集める努力が求められます。返礼品の発送なども確実に履行する必要があります。クラウドファンディングは、返済不要な資金を得られるメリットがある一方で、集めた資金の使い道やその成果に対する継続的な発信を行わないと寄付者からの期待を裏切る結果となりかねません。そのため、利用にあたっては中長期的なコミュニケーション計画を念頭に置いた慎重な検討も必要となります。

② 資金提供者が得るリターン

クラウドファンディングには「寄付型」、「購入型」、「融資型」、「株式型」などの種類があり、それぞれリターンは異なります。従来の金銭的リターンだけでなく、お礼の手紙・メールといった感謝の気持ちや農産物などの現物、イベントへの参加権など金銭以外のリターンを自由に設計しやすくなっています。

(3) CSA (地域支援型農業)

CSA (地域支援型農業) とは、「Community Supported Agriculture」の略で、農家と消費者である地域住民とが支え合いながら営農する新しい農業経営の手法です。消費者は、天候や病害虫の多発などによる不作によって届く農産物の量が減ることもあることを理解した上で、購入契約を結び、代金を前払いして農産物を定期購入します。また、消費者が農作業ボランティアに参加する機会を設けるなどして消費者の関わりを増やす取り組みも行われます。CSAは販売方法でもありますが、代金を前受けできることから本稿では資金調達的手法として紹介しています。CSAを支援する組織も存在する欧州や米国で普及していますが、日本では、生産者が代金を前受することに違和感を持っていたり、消費者グループとのつながりがなかったりすることが普及の足かせとなっているようです。

① ガバナンスとリターン

代金を前払いで受け取り、かつ受け取る農作物の量が減る等のリスクを許容してもらうためには一定の共感や信頼が欠かせません。地域の農業を支えるという理念を持ち、情報発信を積極的に行い、作業への参加を通じて課題を実感してもらう機会や直接対話する機会を増やす等の取り組みを通じて、理解と共感を得ていくことが必要です。農業からは切り離された生活をしている一般消費者にとっては、農作業に参加することで農業に対する理解を深めるなど、生産工程が見える安全な農産物が供給されることがリターンと考えられます。また、一般的な流通市場を介さない直接的な信頼関係に基づく取引により、市場の変化の影響を低減・回避できる点もリターンと考えられます。

(4) NFT/DAO

NFTとは、Non-Fungible Token (非代替性トークン)の略です。ブロックチェーン技術を用いることによって改ざんやコピーができなくなるため、所有証明を付与する仕組みとして利用されています。偽造や改ざんができないという特徴から通貨や有価証券のように偽造されては困るものの所有権の証明の手段として利用されています。

① ガバナンス

NFTによる資金調達ではDAO (Decentralized Autonomous Organization、分散型自律組織) によるガバナンスが行われます。これは、特定の管理者を置かず、参加者全員が自律的に運営に関わって共通の目標を目指す、ブロックチェーンならではの自由なコミュニティです。参加者はトークン (ガバナンストークン) の保有によって投票権を得て組織の意思決定に参加します。NFTの購入による資金提供度合や、農作業への参加によるトークンの付与数等により、DAOにおける議決権の割合を変化させることも可能です。

株式会社の仕組みになぞらえて言えば、NFTは会社が発行する株式に相当し、NFTを売ることによって資金を集めます。NFTは有価証券のように所有権を表象するものとして機能します。DAOは株式会社で言えば株主総会に似たもので、会社の意思決定の仕組みになります。株式会社との違いは地理的な制約を超えて世界中から参加者を集めることができることや、多様な専門知識や経験を持つ人材の参加が可能になること、コミュニティ参加者がアイデアを出し合うなど参加度合いが高いことです。Web

上の仮想組織としてだけでなく、法人格も併せ持つDAOも出てきています。

農業・農村におけるDAOの利用については、農業は利益追求型の一般事業会社に比べて共感型コミュニティ的な性格を持っており、参加型のDAOとの親和性があると考えられます。実際に、農山村コミュニティの運営や田畑の運営にNFT/DAOを利用した事例が出てきています。前述のCSAと同様、農業が持つ金銭的価値以外の価値に対する共感を高めることが重要ですので、継続的な情報発信やコミュニティ運営に一定の時間を割く必要性があることには留意が必要です。一方で、地理的制約に縛られずに共感に基づいて資金提供者や共同運営者、労働力の提供者、異業種からの協力者を得ることができるため、経営の安定化や販売先の拡大といった効果が期待できます。

② リターン

NFTに対するリワード（報酬）は比較的自由に設計することができます。農産物、農作業への参加、土地の区画の仮想所有といった農業の特徴を生かしたリワード設計が考えられます（図表3）。

DAOでは、これまで貢献が可視化されにくく経済的な見返りの乏しかった有志による貢献活動に対する報酬としてNFTを発行することで、活動の規模を拡大、継続することが可能になります。これまで価値の可視化が難しかった農業の多面的機能（防災や地下水涵養など）の可

視化に利用できる可能性があります。

4 おわりに

本稿では、農業経営者の視点から、資金調達を選択肢と必要なガバナンスとリターンについて概観しました。持続的な環境・社会への関心、価値観の変化やデジタル技術の発展によって、これまで農業に関わりにくかった人たちも参加しやすくなり、資金調達の方法も多様化しています。

金銭的なリターンへの期待が大きい資金調達手法では財務的なインパクトが求められ、共感に基づいて資金提供が行われるものでは非財務的なインパクトが求められる傾向があります。特に後者においては、発信やコミュニケーションの重要性が高くなります。資金の使途や自社の強みに応じて資金調達手段を適切に選択し、組み合わせていくことが求められます（図表4）。

【参考文献】

- これ一冊で丸わかり農業と信の基本、中田和則／森下浩／羽賀修平著、経済法令研究会
- 農業経営支援策活用カタログ2025、農林水産省
- DAO（分散型自律組織）の実務 設計と法務・税務・ガバナンス、PwC Japanグループ編、中央経済社

図表3：NFTの所有と関連するリワード例

アクション例	リワード例	波及効果
農地全体に対応するNFTの購入	<ul style="list-style-type: none"> ● 農産物（定期便） ● 運営意思決定への参加権 	<ul style="list-style-type: none"> ● 収穫物に直接紐づかない資金の獲得による各種投資 ● ファンの増加による販売先の確保 ● 経営の安定化
区画単位で設定されたNFTの購入	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当区画で栽培する作物を指定できる権利 ● 該当区画で収穫された作物の優先購買権 ● 該当区画で発見された希少生物に応じたリワードトークンの獲得 ● NFT数（所有区画数）に応じた割引 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別栽培区域の設定等、新たな取り組みの試行 ● 価格戦略や販売戦略の試行 ● 農業従事者以外からの新たな視点の獲得
対象区画での草刈、施肥、収穫等の作業	<ul style="list-style-type: none"> ● 農作業を直接体験する権利 ● 作業の内容や面積、時間数に応じたリワードトークンの獲得 ● トークン数に応じた割引 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域外からの農作業の担い手獲得 ● 継続的な営農支援による新規就農候補者の信用度向上／新規就農の獲得

出所：PwC作成

図表4：資金調達方法と経営者に必要な対応の概要

資金調達方法	ガバナンスや経営における事務負担	ステークホルダー管理	資金へのリターン
借入金	財務諸表の作成と報告、資金繰りの管理、担保や保証の提供	事業計画や業績の説明	利息
リース	金融機関からの審査が必要	事業計画や業績の説明	借入と比べ初期支出は少ないが支払総額は多い傾向
補助金	申請と使途の管理、購入物品の管理、補助金・補正金事業に係る会計報告	申し込みにおける使途・企画の明確化や事後報告	社会一般に対する食料の安定供給や環境保全など農業の公益的機能の発揮、政府や自治体が掲げる政策目標の達成
第三者への株式発行	会社法等に従った会社運営（株主総会、取締役の設置など）	株主総会	配当金
インパクト融資	上記借入金の内容に加えて、生み出すインパクトについてのレポート発行や外部からの評価	上記借入金の内容に加えて、インパクト活動のモニタリング	利息に加えて、SDGsへの貢献
クラウドファンディング	SNSによる情報発信や知人等への声かけクラウドファンディング事業者に対する20%程度の手数料	自営管体の理念や取り組みをSNS等で発信し、共感を得ることが必要	類型によるが、お礼の手紙・メール、農産物、イベントへの参加など柔軟なリターンを設定
CSA（地域支援型農業）	農業者と消費者双方において納得感のある仕組みの構築	消費者の理解や共感の獲得のための継続的な情報発信	農作業への参加や生産工程の見える農産物の入手
NFT/DAO	NFTの発行やDAOの運営におけるデジタル関連業務の設計、実装、運営	参加者とのコミュニケーション、継続的な情報発信	利益配分、農産物の他、参加者のコミュニティへの参加（関わりしろ）など柔軟なリターンを設定

出所：PwC作成

三澤 伴暁（みさわ ともあき）

PwC Japan 有限責任監査法人 リスク・アシュアランス部 パートナー
 システム開発、プロジェクトマネジメント、BPR（業務改革）プロジェクト推進、内部統制構築等の経験を経て、2007年に入所。会計監査におけるIT領域の評価、セキュリティガバナンスに関するアドバイザリー業務等に従事。法人内の農業コミュニティを三橋とともにリード。農業や水産業に関する課題の深掘りやナレッジのシェア、農業従事者や関連企業との対話、プロボノ活動等を通じて、地域社会の持続可能性に関する課題解決に向けた活動を行っている。
 公認システム監査人（CISA）、農学修士。
 メールアドレス：tomoaki.misawa@pwc.com

三橋 敏（みつはし さとし）

PwC Japan 有限責任監査法人 企画管理本部 ディレクター
 大手監査法人にて会計監査、品質管理、業種別ナレッジの集約等の業務に従事後、2016年に入所。企画管理本部にて、マーケティング、リサーチ業務などに携わる。法人内の農業コミュニティを三澤とともにリードしながら、農業関係者との対話を通じて日本における農業に関する社会課題を理解し、農業者に対する法人化や販路拡大などのワークショップを実施している。
 公認会計士、農業経理士、日本政策金融公庫 農業経営アドバイザー試験 合格者。
 メールアドレス：satoshi.mitsuhashi@pwc.com